教職員の負担軽減に関する項目

週休日の振替えについては、勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会規則で定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員で、かつやむを得ない場合に限り、前４週間・後16週間以内）に他の日へ振り替えることができる。」こととしている。

　週休日において３時間45分又は４時間の勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更についても同様としている。

　また、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため、令和４年４月から、いわゆる超勤４項目の区分にあたる業務について、勤務時間の割振りを可能とする１ヶ月単位の変形労働時間制の適用範囲の拡大を行ったところ。

教職員の負担軽減に関する項目

新たに設置した大阪府立高等学校に係る教員配置については、大阪府の配置基準に基づき、教職員を配置することとしている。

教職員の負担軽減に関する項目

府教育庁においては、学校図書館の円滑な運営体制の構築を指示する「学校図書館運営体制の基本的方針」や、学校図書館の役割、業務マニュアルなどを示す「学校図書館活性化ガイドライン」を策定し、府立学校に配置している司書教諭を中心に、全教職員の協力のもとに、学校図書館機能を維持していただいていると認識している。

府教育庁においては、学校図書館の円滑な運営体制の構築を指示する「学校図書館運営体制の基本的方針」や、学校図書館の役割、業務マニュアルなどを示す「学校図書館活性化ガイドライン」を策定し、府立学校に配置している司書教諭を中心に、全教職員の協力のもとに、学校図書館機能を維持していただいていると認識している。

教職員の負担軽減に関する項目

新学習指導要領において、知識及び技能が習得されるようにすること、思考力、判断力、表現力等を育成すること、学びに向かう力、人間性等を涵養することの３つを偏りなく実現できるようにすることが求められており、資質・能力の育成にあたっては、３観点をバランスよく評価していくことが重要であると考えている。

職場環境の改善に関する項目

空調機の設置については、強い要望があることは認識しているが、現在の財政事情をふまえると困難であり、今後の課題と考えている。

　空調設備の稼働時間については、事業者との契約の範囲内で定めてきたところであるが、教育活動の多様化に伴う稼働時間の増加など、各校の取り組み状況や実状を伺った上で、生徒の健康管理にも留意しながら柔軟な対応に努めてまいりたいと考えている。

なお、今年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間や学校行事等の取扱いが未確定なところがあることから稼働時間を定めていない。適切な運用に努めていただくようお願いする。

教職員の負担軽減に関する項目

教職員の配置については、法令に基づき、学級数に応じて措置することを基本としているが、これまでも中退者の多い学校や特色あるキャリア教育の取組みを行う学校、生徒指導に配慮を必要とする学校等に教員加配を行ってきたところ。

　今後とも、国定数を確保していく中で、教育課題の状況や、特色づくりを進める学校への対応や各学校の取組みの実情等を勘案し、適切な定数措置に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

教職員の負担軽減に関する項目

高校生等への修学支援については、所得制限を導入した現行の高等学校等就学支援金制度の開始や授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金の創設等から９年目を迎えた。

　中でも、奨学給付金制度は、低所得者世帯の生徒が安心して教育を受けられるよう奨学給付金を支給することで、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的として創設されている。

　制度創設以降、現在に至るまで毎年給付単価の増額改定がなされ、令和４年度は、生活保護受給世帯には32,300円を、全日制又は定時制の課程に在籍している生徒が、住民税所得割額が非課税世帯の第１子の場合には114,100円を、第２子の場合には143,700円を、通信制の課程に在籍している場合には50,500円を、それぞれ給付することとされている。

　また、令和２年度から、新入生に対して４～６月分相当額を前倒し給付する制度や、勤務先の倒産や失職等による経済的理由から、保護者等全員の住民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯の生徒等を給付対象とする家計急変の制度が創設されている。

今後とも国の動向を注視しながら、機会あるごとに国への要望など制度改善に向けて取り組んでいく。

教職員の負担軽減に関する項目

府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施している。ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、関係部局との連携が必要不可欠であると認識している。調査結果をふまえ、今後、関係部局と密接に連携しながら、様々な課題を抱える子どもたちを支援していく。

教職員の休暇に関する項目

外国語指導員については、国の非常勤職員制度や、府の常勤職員の状況を勘案した上で、また、府における他の非常勤職員との間に権衡を保つため、現行の休暇制度としている。